

## ■住宅リフォーム助成事業 【申請手続き】

### 1. 交付申請を提出【申請者 ⇒ 村】 ※工事着手前

- 提出書類
- ①交付申請書（様式第2号）
  - ②住宅の所有者が確認できる書類  
※毎年4月に税務課が発行する  
固定資産（土地・家屋）課税明細書の写し等
  - ③納税証明書  
もしくは村税の納付状況調査確認同意書  
※納税証明書は、税務課で「住宅リフォーム用」と申請してください
  - ④工事図面（軽微なものは除く）
  - ⑤工事の見積書の写し
- 審査

防災むらづくり課に  
申請書類等を提出

※委任状があれば、  
施工業者の代行  
手続き可

### 2. 交付決定通知を送付【村 ⇒ 申請者】

### 3. リフォーム工事開始（契約締結）

注) リフォーム工事は2月末日  
までを目途に完了してくだ  
さい。

リフォーム工事や金額に変更があるとき  
変更申請（様式第5号）【申請者→村】

↓  
交付決定変更通知書【村→申請者】

### 4. リフォーム工事完了

### 5. リフォーム代金支払い【申請者 ⇒ 施工業者】

注) リフォーム工事完了後、速やかに完了報告書を提出してください。

### 6. 完了報告【申請者 ⇒ 村】 ※3月中旬まで提出

- 提出書類
- ①完了報告書（様式第7号）
  - ②領収書の写し
  - ③工事内訳書  
※提出済みの見積書と相違なければ省略可
  - ④工事箇所の写真（日付け入り）  
※工事前後の写真
  - ⑤契約書の写し 又は  
工事証明書（様式第7号の2）
  - ⑥請求書（様式第7号の3）
- 審査

防災むらづくり課に申  
請書類等を提出

※委任状があれば、施  
工業者の代行手続き可

### 7. 助成金を支払い【村 ⇒ 申請者】